

第 2 2 回議会力向上会議記録（抄）

（28. 8. 22）

一、協議事項について

冒頭、本会議の座長に議会運営委員会委員長の吉川敏文議員が、副座長に議会運営委員会副委員長の野里文盛議員が就任する旨の報告があった。

次に正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった（別紙資料参照）。

1. 議会報告会について

今年度の議会報告会開催方法等について正副座長案をもとに協議を行った（資料1参照）。

【協議結果】

資料1のとおり開催することが了承された。なお、次回以降の開催方法等については、引き続き、議会力向上会議において検証を行っていく。

2. 委員間討議について【議会基本条例第13条】

前議会より試行中である委員間討議のあり方について、「議員間相互の自由かつ活発な討議を尽くし、合議制機関としての議会の役割を果たす」という本来の目的を改めて認識したうえで、協議を行った（資料2参照）。

【各会派等より出された主な意見】

| | |
|-------------------|---|
| 大阪維新の会 堺市議会議員団 | 委員間討議を実施すべき議案かどうか判断するためにも、市長部局による議案説明の充実を図っていただきたい。 |
| ソレイユ堺 | 委員長のリーダーシップのもと、原則、委員間討議を行うこととしてはどうか。 |
| 長谷川 俊英議員 | 委員間討議の実施については、常任委員会の運営方法と関連することから、例えば、議案と所管事務を分けて審査する方法も検討してはどうか。 |

【協議結果】

各会派等より委員間討議のあり方等について意見が出されたが、今期定例会においては、現行の申し合わせどおり委員間討議を試行することとし、次回の議会力向上会議において、常任委員会における議案の審査方法などもあわせて引き続き協議していくこととした。

また、他市においては、常任委員会を毎月開催し、陳情の審査を行うといった事例もあることから、他市の常任委員会の運営方法を調査することとなった。

3. 本会議での質疑のあり方について

現在の本会議における質疑は、一問一答制の導入以降、委員会における詳細な質疑とのすみ分けがなされていない状況を受け、正副座長から「本会議における質疑のあり方について」（資料3参照）が示され、2月・8月議会での「代表大綱質疑」の導入について協議を行った。

【各会派等より出された主な意見】

| | |
|----------|---|
| ソレイユ 堺 | 正副座長案に反対ではないが、大綱質疑を従来どおり 3 日間とするのであれば、もう少し議論を深め、本会議・委員会における質疑のガイドライン等を策定するなど（それぞれの質疑を）明確化する必要がある。 |
| 長谷川 俊英議員 | 改革の視点が必要であるため、一度、実施してみてもよいと思う。名称は「代表質問」がよいのではないか。 |

【協議結果】

今後も引き続き議会力向上会議において協議していくことを確認した。

4. 意見書の取扱いについて

地方自治法第 99 条に基づく議会の意見書提出について、同趣旨の意見書が 1 年間に複数回提案されるなどの事象をふまえ、一定のルールを設けることの必要性について協議した。
(資料 4 参照)

【協議結果】

各会派等より意見書の取り扱いについて様々な意見が出されたが、各会派等に持ち帰り検討することとし、次回の議会力向上会議においても引き続き協議していくこととした。

なお、決議・意見書について、議決態様が一致する議案ごとに採決が行えるよう、各会派においては、決議・意見書の議事運営を協議する議会運営委員会において、(賛否の数も含めて) 正確な賛否の申告に努めることを確認した。

5. 政務活動費について

①「堺市議会政務活動費検査員としての所感」に対する対応について(資料 5「別紙 1」参照)

「政務活動費検査員としての所感」については、検査員が 1 年間の政務活動費の検査を終え、その総括としてまとめたものであり、その取扱いについて協議を行った。

【協議結果】

今後、議会力向上会議で検討することとし、特に「4 その他個別事項について」は、次回の議会力向上会議において、具体的に検討することとした。

②政務活動費運用指針の体系的整理について (資料 5「別紙 2」参照)

「政務活動費検査員の所感」の中で、政務活動費運用指針の体系的整理の必要性について言及されていることを踏まえ、協議を行った。

【協議結果】

正副座長において、12 月末までを目途に政務活動費運用指針の整理案を作成し、改めて議会力向上会議で協議することとした。

③領収書貼付用紙等のインターネットでの公開について

本件について、インターネット公開については全会一致で賛成となった。しかし、正副座長案である平成 28 年度分からの実施については、各会派等より意見が出された。

【各会派等より出された主な意見】

| | |
|-----------------|---|
| 公明党 堺市議団 | どの交付分より公開対象とするか、準備作業等について、どの程度の負担があるか等、もう少し検討が必要である。 |
| ソレイユ堺 | 公開することに賛成である。公開するにあたっては、フォーマットの問題などがあり、いつからの交付分を公開対象とするかは、もう少し議論をすべき。 |
| 自由民主党・ 市民クラブ | 公開対象を昨年度交付分からとすると膨大な事務量になるため、平成28年度分より公開するべきである。 |
| 長谷川 俊英議員 | 公開することは、市民の方の利便性の向上を図ることになり、議員の市民に対する説明責任を果たすことにもなる。平成27年度交付分から公開すべき。 |

【協議結果】

平成28年度交付分以降の領収書については、インターネットでの公開を行うことを確認した。前年度以前の領収書等について、遡って対象とすべきか等、今後、議会力向上会議において引き続き協議していくこととした。

また、長谷川議員より、今後、議会力向上会議において「政務活動費の運用指針」の見直しをしていくにあたり、以下の事項についても検討してほしい旨の意見があった。

- ・業者以外が行う市政報告のポスティングに添付する挙証資料の再検討
- ・按分について、一定の基準を設けること
- ・旅費の支出の考え方

6. 堺市議会基本条例の検証について

制定から3年が経過した堺市議会基本条例について検証の必要性を協議した。なお、検証をする中で「議員の職務」等、明確に条例に規定すべきではないかという提案があり、議会力向上会議において引き続き協議していくこととした。

7. その他

井関議員より、議会力向上会議をインターネット中継の公開対象としてはどうかとの意見があった。